

地域療育等支援事業における保育者支援に関する一考察

高須真紀子

(社会福祉法人ロザリオの聖母会 海上療養所)

はじめに

近年の障害福祉の理念の変化は、障害児（者）の地域生活支援に視点をおいた制度的転換をもたらしつつある。なかでも、新規事業として次々とスタートしている『地域療育等支援事業』は、従来の施策である措置制度やセンター方式による一点集中型の福祉サービス（療育を含む）の限界をふまえ、障害児（者）とその家族の地域での生活へのニーズの高まりにどのように応えるか考え、障害保健福祉圏域（以下圏域とする）の資源を開発・活用しながら、既存の枠組みにとられないサービスを提供することが期待されている。

千葉県北東部に位置する香取・海匝地域では、（福）ロザリオの聖母会が運営する聖母療育園（重症心身障害児施設、以下聖母療育園とする）及び（福）菜の花会 しもふさ学園（知的更生施設）の2施設が指定事業所として地域療育等支援事業を受諾し、圏域への支援に取り組んでいる。

聖母療育園が取り組んでいる地域療育等支援事業に従事するスタッフは、圏域全体の人的資源として位置づけられるコーディネーターの他、聖母療育園リハビリ課の理学療法士（PT）言語聴覚士（ST）音楽療法士（MT）らがいる。筆者は、（福）ロザリオの聖母会が運営する単科の精神病院において心理臨床担当（CP）として勤務しており、聖母療育園から同事業のなかの施設支援一般指導事業の依頼を受け、圏域の授産施設及び保育所等を訪問し、（障害の種別・手帳の有無を問わず）在籍の障害児（者）のアセスメント及び施設職員を対象にしたコンサルテーションを実施・継続している。

今回、コンサルテーションに重点を置いたのは、施設支援一般指導事業の主旨に照らし、専門的な療育的知識をもつ人による短時間の断続的な関わりによって効果を狙うよりも、保育者の抱える子どもの成長・発達に関連した諸問題を日々の保育の中でより効果的に解決するように援助することが、中長期的な視点に立ったとき保育上のニーズにより豊かに応えることができるのではないだろうか考えるからである。日常的に子どもたちと接している家族や保育者の主体性・独自性を尊重しながら、保育や家庭での生活になじみや

すい発想や視点で問題に対処する手だてを提供するコンサルテーションを行うこともCPの果たすべき役割である。この場合のコンサルテーションとは、「保育及び幼児教育の専門家である保育者と、発達障害及び幼児の発達心理を専門としているCPとが、発達上（保育上）の特別なニーズをもつ子どもをどのように理解し、保育実践の中でどのように関わっていくかを、ともに考えながら答えを見つけていこうとする援助関係」と位置づける。

I. 目的

本研究は、筆者が取り組んだ地域療育等支援事業における施設支援一般指導事業の中で、障害児保育に取り組む保育所を訪問し、コンサルテーションを実践した中で、①地域の特性に根ざした保育上のニーズを把握し理解すること、②心理臨床担当としての役割と支援のあり方について考察することを目的とする。

II. 方法

1. H13年度の施設支援一般指導事業の流れ

4月：ニーズ調査 支援対象となる圏域の施設及び事業所に対するコーディネーターによるアンケート
ex. 在籍している障害児の有無及び障害特性について、支援スタッフ（PT, ST, MT, CPなど）の訪問支援の要望の有無。

5月：回収したアンケートを元に、支援の要望のあった施設にコーディネーターが訪問し、情報収集と事業の説明を実施。これをうけて支援会議を開き、担当職種と各職種の訪問日程の調整を行う。

5月～終結まで：調整が行われ次第、支援スタッフによる訪問開始。

9月～10月：コーディネーター支援先を中間訪問。支援内容の見直しと調整を図る。

2月～3月：今年度の実践の評価と来年度の計画。

その他：①月に1回の支援会議の開催（スケジュールの確認） ②一回の訪問ごとに報告書を作成 ③関与する支援スタッフが複数の場合、必要に応じてカンファレンスを実施する

2. 対象

聖母療育園に依頼のあった、香取・海匝圏域における障害児及び特別な保育上のニーズに取り組む施設の

うち、CPが関与した4施設の施設長および保育者。

保育所A：支援開始2001年6月。

在籍数50人未満（うち知的障害2名）

保育所B：支援開始2001年11月。

在籍数100人未満（うち知的障害2名、肢体不自由1名、心因と推測される情緒・行動面の問題1名）

保育所C：支援開始2001年11月。

在籍数100人未満（うち知的障害1名、肢体不自由1名、発達遅滞1）

保育所D：支援開始2001年12月。

在籍数100人未満（うち知的障3名、心因と推測される情緒・行動面の問題2名）

3. 訪問時の動き

訪問頻度は、原則として1回/月。必要に応じて調整する。一日の流れは、以下の通りである。

10:00 到着 保育者と本日の日課を確認した後、保育の活動に合わせて参与観察を行う。コンサルテーションの対象児が複数の場合は、時間を区切って対象児の活動している場所へ移動する。

11:00 午前の活動が終了し、昼食の準備が一段落したところで、保育者と別室にて話し合いを行う。

12:00 終了 次回の訪問日程及び当面の方向性を確認して辞去する。

4. 手続き

①コンサルテーションに持ち込まれる相談の内容を整理し、課題を整理する。

②年度末にコンサルテーションの成果とCPの役割について保育者からの評価を得る。

III. 経過と考察

詳細は、当日資料を参照のこと。

表1. コンサルテーションにもちこまれた内容。

①保護者との関係及び家庭の問題	5件
②子どもの情緒面の問題	3件
③子どもの暴力的な行為	3件
④食事に関すること（偏食・マナー）	2件
⑤発達検査等の実施	2件
⑥自閉症の子どもの行動傾向について	1件
⑦着席しての活動に参加することの困難	1件

（4施設合わせ、延べ数）

今回のコンサルテーションに対する保育者からのニーズの高かったトピックスは、保育者の問題意識を保護者に伝えることの困難さ及び個別の問題行動に関してであった。保育者からの聴取を整理すると、a) 3世代同居が多く、働きにでる母親に代わり、祖母等

が養育の役割を担っている世帯が多いこと、また、若くして出産する女性が多く、養育者が子育てにあまり意欲的ではない場合、身辺自立や栄養面の指導を保育が肩代わりして行う傾向が増えていること。b)離婚や夫婦の不和による家族の危機が要因と見られる心因反応（極度の過敏さ、易怒性、手加減のない乱暴など）を示す子どものケースが複数件あること。中にはネグレクトが疑われるものもあった。このような介入しにくい家族の問題に、保育者のみが対処することは負担が大きく、支援者に対する心理的なケアも求められている。c)保育上の特別なニーズのある子どもに関しては、保護者に発達の遅れや障害があるという認識がない場合や否認している場合、保育者の加配の手続きをとりたい保育所との間にトラブルが生じる場合があり、どのように理解を得たら良いかという相談もあった。このような保育者と保護者の認識のズレは、相互に不信感を生む悪循環に陥りやすい。また、乳幼児検診後のフォローアップ体制の未整備などの社会資源の問題もあり、障害の受容をめぐる発生する家族の葛藤を解決する支援の手だても考慮する必要がある。

子どもの個別の問題行動に関しては、保育者中心のコンサルテーションを行い、当面の問題についてどのように受け止め、どのように対処し、どうしようとしているのか聴取する。また、それが実際に行われている様子を現場で観察するが、早急に結論を解釈したり、ケースを直接引き受けたりはせず、解決はあくまで保育者に委ねる。その際に、硬直化した「子どもの問題行動（現象）と保育者の対処（偽解決）」の循環への気づきを促し、問題に新たな枠組みをもたせることで、新たな対処法方を積極的に探索する姿勢が引き出されることを期待する。これには、原因探しをすることなく問題に焦点づけられた解決を志向する短期療法的なアプローチが参考になる。小さな変化の始まりが保育全体を活性化させていく様子が観察された。

まとめ

筆者が地域療育等支援事業に加わったのは今年度からであるが、CPの専門性についてはあまり知られておらず、どのようなニーズに対応する職種であるかコーディネーターにも不明な点が多かったようである。だが、当初は少なかった訪問依頼も、他の専門職とのカンファレンス等を介して対応困難事例への協力を求められるようになり、徐々に訪問先が増えつつある状況である。今後、地域で実績を積み重ねつつ、新たなニーズの掘り起こしに努力してゆきたいと考えている。